特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名	
51	後期高齢者医療制度に関する事務	重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年10月2日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務			
	高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則、藤沢市後期高齢者医療に関する条例、藤沢市後期高齢者医療に関する規則、神奈川県後期高齢者医療広域連合条例に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務として次の手続きを行っている。			
	(1)75歳以上の者に対する被保険者証の交付、保険料の賦課 (2)一定の障がいがある65歳から74歳までの者に対する保険証の交付、保険料の賦課 (3)被保険者証交付申請の受理、申請内容の確認			
	藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。			
②事務の内容	(1)住民記録に関する個人及び世帯の情報、住民税における所得や課税状況に関する情報、保険料の収納状況に関する情報、地方単独事業に関する情報など、神奈川県後期高齢者医療広域連合(以後、「広域連合」という。)とのデータの送受信にかかる事務(2)住民登録外者の宛先情報の登録事務(3)送付先変更届出書に関する、送付先登録事務(4)住所地特例者に関する、住所地特例者情報の登録事務(5)転入者にかかる前住所地への所得課税情報の照会事務(5)転入者にかかる前住所地への所得課税情報の照会事務(6)保険料にかかる納入通知書、督促状、催告書等の各種通知書の送付事務(7)保険料の収納、徴収、還付、充当事務(8)保険料の特別徴収に関して、日本年金機構との情報の送受信事務(9)保険料の口座振替に関する口座情報登録事務(10)被保険者証の交付事務			
③対象人数	<選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上30万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満			
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム			
システム1				
①システムの名称	後期高齢者医療市町村システム(以下「市町村システム」という。)			
②システムの機能	1 資格管理機能 ・被保険者及び同一世帯員の住民記録情報を管理する機能 ・被保険者の資格情報を管理する機能 ・住民記録情報、被保険者の資格情報、住所地特例情報を広域連合と連携する機能 ・住民記録情報、被保険者の資格情報、住所地特例情報を広域連合と連携する機能 ・被保険者及び同一世帯員の所得課税情報を管理する機能 ・保険料決定通知書及び変更通知書を発行する機能 ・所得情報、保険料情報、期割情報を広域連合と連携する機能 3 保険料の収納機能 ・保険料の収納機能 ・保険料の収納情報を管理する機能 ・保険料の収納情報を管理する機能 ・保険料の収納情報を管理する機能 ・保険料の収納情報、滞納情報、還付充当情報を広域連合と連携する機能 ・保険料の収納情報、滞納情報、還付充当情報を広域連合と連携する機能 4 保険料の滞納整理機能 保険料の滞納状況を管理する機能 5 口座情報管理機能			
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム			
	[〇]その他 (後期高齢者医療広域連合電算処理システム)			

システム2					
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される 窓口端末で構成される。				
	1 資格管理業務 (1)被保険者証の即時交付申請 市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市区町村の窓口端末へ配信する。 市区町村の窓口端末では配信された決定情報を基に被保険者証等を発行する (2)住民基本台帳等の取得 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 (2)により市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。				
②システムの機能	2 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システムも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市区町村の窓口端末へ配信する。 (2)保険料収納管理 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。				
	3 給付業務 市区町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信 し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、市区町村の窓口端 末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市区町村の窓口端末へ配 信する。 ※オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを 広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されて いる各種ファイルや帳票などを市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [] その他 (市町村システム)				
システム3					
①システムの名称	宛名管理システム				
②システムの機能	1 宛名情報管理機能 ・既存住民基本台帳システムに登録された情報を取得する。 ・藤沢市固有の識別番号(以下「宛名番号」という。)の付番を行い、個人番号に紐付けて管理する。 2 住民登録外者登録機能 ・住民登録登録外者の氏名・住所など4情報等を登録し、宛名番号を付番する。 3 送付先情報登録機能 ・申請書に基づき、送付先情報の登録・管理する。 4 名寄せ機能 ・識別番号(宛名番号)が異なる同一個人のデータの名寄せを行う。 5 口座情報管理機能 ・申請書等に基づき、口座情報を登録・管理する。				
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム [O]税務システム []その他 () 				

システム4				
①システムの名称	中間サーバ			
②システムの機能	1 各種設定機能 ・利用する職員のアカウント登録、権限管理等の設置 等 2 符号取得機能 ・団体内統合宛名から取得した団体内統合宛名番号を利用し、符号を取得する。 3 情報提供用のデータ登録機能 ・特定個人情報(連携対象)の登録を行う。 4 情報照会機能 ・情報提供の求めを行い、特定個人情報(連携対象)を取得する。 5 情報提供の求めに対して、特定個人情報(連携対象)の提供を行う。			
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())			
システム5				
①システムの名称	団体内統合宛名システム			
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号をひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。			
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム [O]住民基本台帳ネットワークシステム [O] 宛名システム等 [O]その他 (中間サーバ 			
3. 特定個人情報ファイル	名			
後期高齢者医療情報ファイル				
4. 個人番号の利用 ※				
法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項及び別表第一 59の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 46条			
5. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携 ※			
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(主) 実施する(主) 実施しない(3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 82の項			
6. 評価実施機関における担当部署				
①部署	福祉部 保険年金課 総務・財務担当			
②所属長の役職名 保険年金課長				
7. 他の評価実施機関				

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療情	青報ファイル	
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		く選択肢> 「 システム用ファイル
②対象となる本人	、の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
③対象となる本人	の範囲 ※	市町村システムに情報が登録されている者のうち、番号法施行日以降に後期高齢者医療制度の被保 険者及び同一世帯員。
その必	要性	後期高齢者医療制度における被保険者の資格管理および保険料の賦課・徴収業務を適正に行うため、必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	l	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
主な記	録項目 <mark>※</mark>	 ・識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 *業務関係情報 [○]地方税関係情報 []健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 []障害者福祉関係情報 [○]医療保険関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 []星用・労働関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 []別華福祉・子育の関係情報 []学校・教育関係情報 []別年金関係情報 []学校・教育関係情報 []別を書間を表現して、「一学校・教育関係情報 []別を表別を表現して、「一学を表別を表別を表現して、「一学を表別を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表別を表別を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表別を表現して、「一学を表別を表別を表別を表別を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表現して、「一学を表別を表別を表別を表現して、「一学を表別を表別を表別を表現して、「一学を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を
その妥	当性	【個人番号】後期高齢者医療情報における被保険者の個人を正確に特定するため。 【その他識別情報】当市において、個人を一意に識別するため独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 【4情報】後期高齢者医療被保険者の個人を正確に特定し、被保険者証、通知書送付先等の情報として使用するため保有する。 【その他住民票関係情報】後期高齢者医療被保険者の住所、世帯情報を正確に把握する必要があるため。 【地方税関係情報】被保険者の保険料賦課、自己負担区分判定、高額療養、限度額認定を的確に行うため。 【医療保険関係情報】後期高齢者医療被保険者の資格・賦課・給付を的確に行うため。 【医療保険関係情報】分護保険特別徴収情報により、後期高齢者医療保険料の特別徴収を的確に行うため。 【その他・口座登録・連携ファイル関係情報】登録されている受取口座へ適切に振込を実施するため。
全ての	記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年11月5日
⑥事務担当部署		福祉部保険年金課

3. 糇	持定個人 怕	青報の入手・	使用
①入手元 ※			[〇]本人又は本人の代理人
			[〇]評価実施機関内の他部署 (市民窓口センター、市民税課、介護保険課)
			[〇]行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁
	ナル ※		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村)
			[]民間事業者 ()
			[]その他()
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
② 入 ā	手方法		[]電子メール [〇]専用線 [〇]庁内連携システム
	, ,,,,,,		[]情報提供ネットワークシステム
			[O]その他 (情報提供ネットワークシステム)
③使月	用目的 ※		個人の情報を的確に把握し、後期高齢者医療制度における適正な資格・賦課・給付・収納業務を行う ため。
		使用部署	福祉部保険年金課
④使月	用の主体	使用者数	<選択肢>10人以上50人未満10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
⑤使用方法			庁内連携により集約した住民記録情報、住民税情報、収納情報を広域連合と連携することにより、以下の業務を行う。 ①被保険者の資格管理業務 ②保険料の賦課徴収業務 ③療養費支給等の給付業務
	情報(の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を確保する。
6使月	用開始日		平成28年1月1日
4. 特	持定個人 怕	青報ファイル	の取扱いの委託
委託(の有無 ※		[委託する 3 (選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託	事項1		システムエンジニア派遣業務
①委託内容			市町村システムの運用・保守業務
②委託先における取扱者数		る取扱者数	<選択肢>(選択肢>10人未満10人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
③委託先名			株域会社ワイイーシーソリューションズ
再	④ 再委 訊	その有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 ⑤再委託の許諾方法		の許諾方法	
⑥再委託事項		事項	

委託事項2		協働事業における後期高齢者医療保険制度にかかる市町村業務の包括的業務委託		
①委託内容		後期高齢者医療制度における市町村窓口業務		
②委託先における取扱者数		<選択肢>10人以上50人未満10人以上50人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上		
③委請	托先名	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部		
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない		
委 託	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
5. 犋	宇定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・	移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 [O]移転を行っている (1)件		
+= /44	H- 4	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
提供	先1 ————————————————————————————————————	神奈川県後期高齢者医療広域連合		
①法令上の根拠		【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 市区町村と広域連合は別の機関であるが「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番大27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当市が神奈川県後期高齢者医療広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、当市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「提供」の欄に記載している。		
②提供先における用途		・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。		
③提供する情報		①資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出:転入時等に当市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 ・住民基本台帳情報:年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民記録情報(世帯単位) ・住登外登録情報:年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位) ②賦課・収納業務 ・所得・課税情報:後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合判定に必要な情報・期割情報:当市が実施した期割保険料の情報 ・収納情報:当市が収納及び還付充当した保険料の情報 ・滞納者情報:当市が管理している保険料滞納者の情報 ③給付業務 ・療養関連情報等:当市で申請書等を基に作成して療養費情報等		
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		・被保険者※:75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上で一定の障がいのある者 (本人の申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者		

	┃ []情報提供ネットワークシステム [〇]専用線				
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
	[] フラッシュメモリ []紙				
	[]その他 ()				
⑦時期·頻度	随時				
移転先1	市民窓口センター				
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号の2				
②移転先における用途	後期高齢者医療の被保険者の資格に関する住民票の記載事項を管理する。				
③移転する情報	後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項。具体的には被保険者番号と被保険者資格の取得 日および喪失日。				
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当市に住民票がある者のうち、後期高齢者医療の被保険者情報が管理されている被保険者本人(世 帯構成員は含まない)。				
	[〇]庁内連携システム []専用線				
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
0 移松万法	[] フラッシュメモリ []紙				
	[]その他 ()				
⑦時期·頻度	後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療制度の被保険者情報が送付された都度(日次)				
6. 特定個人情報の保管・	消去				
保管場所 ※	当市では後期高齢者医療情報ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーパ室にサーバを設置している。 ・サーパ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。				
7. 備考	7. 備考				

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

【宛名情報】

- ・宛名番号・個人番号・世帯番号・氏名(カナ、漢字)・通称名(カナ、漢字)・国籍・生年月日・性別・続柄・現住所情報・転入前住所情報・転出先住所情報・住民登録外情報・住民区分・住民日情報・住所地特例情報・送付先情報・口座情報 【資格情報】

·被保険者番号·資格取得情報·資格喪失情報·適用除外情報 【保険料情報】	
·賦課年度·相当年度·期別·納付方法·保険料額·期割額·軽減額·減免額·特別徴収情報	
【収納情報】 ・賦課年度・相当年度・期別・納付方法・収納額・還付充当情報・過誤納情報・滞納情報・納期限・収納日・領収日 【標準システン連携情報】	
·住民情報·所得情報·保険料情報·収納情報·滞納情報	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

【市町村システムにおける措置】

(1)特定個人情報を入手する方法は、①本人又は同世帯員及び本人により委嘱を受けた代理人(本人から特定個人情報の提供に関して委任及び同意を得た者)から提供される場合②他の行政機関の責任のもと、信用性を帯び、適切に整理された情報の提供を受ける場合、不適切な手段による特定個人情報の入手のリスクを制御している。

(2)本人又は同世帯員及び代理人等から特定個人情報を入手する場合は本に確認を行い、得られる 情報の提供元を明確にしている。

(3)個人等からの届出により、特定個人情報を収集する際は、申請書等にて収集する情報の種類及 び項目を制限し、目的に沿わない情報を収集しないようにしている。

(4)特定個人情報をシステムに登録する際は、業務にとって必要最小限の情報以外は登録しない。また、登録された情報の正確性を複数人で確認を行い不正確な情報が混入しないよう措置を講じている。

リスクに対する措置の内容

【標準システムにおける措置】

(1)入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。

(2)窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別情報」という。)と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑制することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減していいる。

※1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する 等の機能のことを指す。

リスクへの対策は十分か

十分である

Γ

<選択肢>

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

【市町村システムにおける措置】

(1)市町村システムでは、相当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、 各自が担当する業務とは関係ない情報を取得することはできないように整備されている。

(2)宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号の検索を行うことはできない。また番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。

【標準システムにおける措置】

特定個人情報の入手元は、広域連合標準システムに限定されており専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。

リスクへの対策は十分か

リスクに対する措置の内容

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ユーザ認証の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	・端末のログイン時は生体認証、業務システムへのログイン時は生体認証による識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。				
その他の措置の内容 システムは画一的に管理されており、利用可能時間外には業務端末にアクセスするこの うになっている。						
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・端末から離れる時は初期画面に戻す。
- ・端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。
- ・個人情報の画面のハードコピー及び打ち出した本人確認情報は、事務処理に必要最低限の範囲で行うものとし、確実に機密文書と して破棄する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情 く選択肢> 報ファイルの取扱いに関する 定めている] 1) 定めている 2) 定めていない 規定 データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書にて、以下の内容を明記 ・藤沢市個人情報の保護に関する条例の遵守 ・秘密の保持 ・指示目的以外使用及び第三者への提供の禁止 データの受領 データの持出し ・データの複写及び複製の禁止 安全管理義務 規定の内容 データの返却・消去 記録媒体の破棄 ・監督及び監査 ・従業員に対する教育の実施 事故発生の報告義務 執務室内で業務を行う委託業者に関しては、以下の内容を仕様書に明記 ・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の持ち込みを制限 <選択肢> 再委託先による特定個人情 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない 報ファイルの適切な取扱いの 再委託していない] 担保 具体的な方法 その他の措置の内容 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- <窓口業務委託(協働事業)における措置>
- ・セキュリティカードによる個人認証により、アクセス制限とアクセスログを取得。不正なアクセスの防止と監視をする。
- ・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の無断持ち込みを禁止し、必要な場合は事前に藤沢市の許可を得た上での使用とする。

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネット「	フークシステ	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	供・移転について、情報提付を整備し、マニュアルに従っ 【広域連合への提供】 (1)当市の窓口端末から広 事務組合又は広域連合と 年2月13日」において、同・	した上で、必 し情報の保設 供する相手力 って特定個人 域連合の標 構成地方公よ 一部市の窓口	要な情報のみを提供する。 髪に関する条例の規定に基 方に対し何の目的で提供・移 情報の提供・移転を行う。 様システムへのデータ送信 は団体との間の特定個人情 の内部利用の取扱とされてし 端末から広域連合の標準	づき認められ 多転できるか まについては 報の授受に いる。	れる特定個人情報の提 を書き出したマニュアル 、「府番第27号 一部 ついて(通知)平成27
その他の措置の内容	・「サーバー室等への入室 者を厳格に管理し、情報の ・USBメモリー等を使用する	持ち出しを制	媒体管理簿により管理する		アクセス権限」を有する
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +:	分である
特定個人情報の提供・移転(対する措置	委託や情報提供ネットワーク	フシステムをi	通じた提供を除く。)における	るその他のリ	スク及びそのリスクに
6. 情報提供ネットワーク	システムとの接続		[]接続しない(入	手)[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	うわれるリスク				
リスクに対する措置の内容	等の改変は行わないことで・接続システムの認証及びあらかじめ承認されたシスーベー間サーバ・ソフトウェア・情報照会機能(※1)により証の発行と照会内容の照知の発行と照会内容の照知を表法上認められた情報に入りに対応する。・中間サーバの職員認証・サウトを実施した職員、時刻、なオンライン連携を抑止する	サ、団テ パリ会ら車 権操るク が報るう ナ忍いの 大野	の情報照会要求の中継においる目的外入手の抑宛名システム接続端末での外の情報入手を抑止する。 置> ネットワークシステムに情報はアント(※2)との照合を指するとのでは、ログイン時ででは、ログイン時ででは、ログイン時ででは、対害が実施されるため、不使用した特定個人情報の思いたもの。 記と職員に付与された権限の設定にあたっては、中の設定にあたっては、中	制 制 の 職 服 服 服 服 長 会 供 実 り 、 認 な の 職 切 及 は し ま は の な の の の の の の の に し に し の の の の の の の の の の の の の	従うことを担保する。 での機能を備えており、 際には、情報提供許提 でのとになる。つりである。 外提供やセキュリティックが 外提供やでイン・ログの 会した情報の受領を行う 会した情報の受領を行う 会した情報とは者、照 各種機能や特定個人
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +:	分である

リスク2: 不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行ってし 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容					
	再発防止策の内容					
その作	也の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【市町村システムにおける措置】

- <特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク>
- 保管する情報の種類によりデータ保持年限のある情報については、保存年限を超えれば消去される。

<物理的な対策>

- (1)サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。
- (2)出入り口には機械による入退室を管理する設備を設置する。
- (3)入退室管理を徹底するため出入り口の場所を限定する。
- (4)監視設備として監視カメラ等を設置する。
- (5)業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。

<技術的な対策>

- (1)コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウィルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。
- (2)情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウエアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。
- (3)不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離することで、セキュリティを担保している。

【標準システムにおける措置】

- (1)窓口端末には、ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルにて適時更新する。 (2)不正アクセス防止策として、ファイアーウォールを導入している。 (3)オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。

8. 監	査						
実施の	の有無	[O] 自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査	
9. 彼	業者に対する教育・ ₹	啓発					
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を。 3)十分に行	入れて行って っていない	いる 2) 十分に行っ	ている
	具体的な方法	・「マイナンバー制度に係る職員た集合研修を実施するとともに象に、毎年電子上での机上研修を実施している。 〈中間サーバ・プラットフォーム・中間サーバ・プラットフォームの。 ・中間サーバ・プラットフォームの	、受講者 修(eラー いにおける の運用に	が課内へ研修・ニング)による(る措置> ・携わる職員及	内容の周知: 固人情報保証 び事業者に対	を行っている。また、 隻及び情報セキュリ [・] 対し、セキュリティ研 [・]	職員全員を対 ティに関する研
10.	その他のリスク対策						

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
①請求先	藤沢市 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 0466-50-3567
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への 不記載等	
2. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	藤沢市 福祉部 保険年金課 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 0466-25-1111(内線3243)
②対応方法	・問い合わせの対応について、内容により記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価		
①実施日	令和4年12月2日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意	見の聴取【任意】	
①方法		
②実施日・期間		
③主な意見の内容		
3. 第三者点検 【任意】		
①実施日		
②方法		
③結果		

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	削除	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない旨
令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無	1件	2件	事前	令和3年4月より後期高齢者 医療制度に関する事務の包 括的業務委託を開始すること に伴う重要な変更であり、事 前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2	項目なし	協働事業における後期高齢者医療保険制度にかかる市町村業務の包括的業務委託	事前	令和3年4月より後期高齢者 医療制度に関する事務の包 括的業務委託を開始すること に伴う重要な変更であり、事 前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルのの取り扱いの委託 委託事項 2 ①委託内容	項目なし	後期高齢者医療制度における市町村窓口業務	事前	令和3年4月より後期高齢者 医療制度に関する事務の包 括的業務委託を開始すること に伴う重要な変更であり、事 前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 2 ②委託先における取扱者数	項目なし	10人以上50人未満	事前	令和3年4月より後期高齢者 医療制度に関する事務の包 括的業務委託を開始すること に伴う重要な変更であり、事 前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 2 ③委託先名	項目なし	パーソルテンプスタッフ株式会社 神奈川営業部	事前	令和3年4月より後期高齢者 医療制度に関する事務の包 括的業務委託を開始すること に伴う重要な変更であり、事 前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無	項目なし	再委託しない	事前	令和3年4月より後期高齢者 医療制度に関する事務の包 括的業務委託を開始すること に伴う重要な変更であり、事 前に評価の再実施をするもの

令和3年3月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報の保管・消去 保管場所		当市では後期高齢者医療情報ファイルを電磁 的記録媒体で調製しており、以下に示した条件 を満たしているサーバ内にデータとして保管し ている。	事前	誤字の修正のため、重要な事 項に該当しない
	Ⅲリスク対策 4特定個人情 報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	項目なし	執務室内で業務を行う委託業者に関しては、 以下の内容を仕様書に明記 ・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメ モリ等)等の持ち込みを制限	事前	令和3年4月より後期高齢者 医療制度に関する事務の包 括的業務委託を開始すること に伴う重要な変更であり、事 前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託特定個人情報ファイルの取扱いの委託いの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	空欄	<窓口業務委託(協働事業)における措置>・セキュリティカードによる個人認証により、アクセス制限とアクセスログを取得。不正なアクセスの防止と監視をする。・情報端末(携帯電話等)及び記憶媒体(USBメモリ等)等の無断持ち込みを禁止し、必要な場合は事前に藤沢市の許可を得た上での使用とする。	事前	令和3年4月より後期高齢者 医療制度に関する事務の包 括的業務委託を開始すること に伴う重要な変更であり、事 前に評価の再実施をするもの
令和3年3月12日	V評価実施手続き 1基礎項 目評価 ①実施日	令和2年3月17日	令和3年3月日	事前	令和3年4月より後期高齢者 医療制度に関する事務の包 括的業務委託を開始すること に伴う重要な変更であり、事 前に評価の再実施をするもの
令和3年6月9日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉健康部 保険年金課 後期高齢者医療担当	福祉部 保険年金課 総務・財務担当	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない
令和3年6月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉健康部 保険年金課	福祉部 保険年金課	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない
	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体 使用部署	福祉健康部 保険年金課	福祉部 保険年金課	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない

令和3年6月9日	IV 開示請求、問合わせ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先		藤沢市 福祉部 保険年金課 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 0466-25-1111(内線3243)	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない
令和3年12月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【個人番号】後期高齢者医療情報における被保険者の個人を正確に特定し、番号法第19条第7号、及び別表第二により情報提供ネットワークシステムを用いて後期高齢者医療情報を提供する必要があるため。	【個人番号】後期高齢者医療情報における被保険者の個人を正確に特定するため。	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他のシステムとの接続	[] その他()	[〇] その他(後期高齢者医療広域連合電算処理システム)	事前	番号法の改正に伴い、新たに 情報連携を実施するため、事 前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ③他のシステムとの接続	[] その他()	[〇] その他(市町村システム)	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日		報を取得する。 ・藤沢市固有の識別番号(以下「宛名番号」という。)の付番を行い、個人番号に紐付けて管	1 宛名情報管理機能 ・既存住民基本台帳システムに登録された情報を取得する。 ・藤沢市固有の識別番号(以下「宛名番号」という。)の付番を行い、個人番号に紐付けて管理する。 2 住民登録外者登録機能 ・住民登録分者の氏名・住所など4情報等を登録し、宛名番号を付番する。 3 送付先情報登録機能 ・申請書に基づき、送付先情報の登録・管理する。 4 名寄せ機能 ・識別番号(宛名番号)が異なる同一個人のデータの名寄せを行う。 5 口座情報管理機能 ・申請書等に基づき、口座情報を登録・管理する。	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの

令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	(新規)	中間サーバ	事前	番号法の改正に伴い、新たに 情報連携を実施するため、事 前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	(新規)	1 各種設定機能 ・利用する職員のアカウント登録、権限管理等の設置等 2 符号取得機能 ・団体内統合宛名から取得した団体内統合宛名番号を利用し、符号を取得する。 3 情報提供用のデータ登録機能 ・特定個人情報(連携対象)の登録を行う。 4 情報提供の求めを行い、特定個人情報(連携対象)を取得する。 5 情報提供機能 ・情報提供の求めに対して、特定個人情報(連携対象)の提供を行う。	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム4 ③他のシステムとの接続	(新規)	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 宛名システム等	事前	番号法の改正に伴い、新たに 情報連携を実施するため、事 前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム5 ①システムの名称	(新規)	団体内統合宛名システム	事前	番号法の改正に伴い、新たに 情報連携を実施するため、事 前に評価の再実施をするもの

令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(新規)	1 団体内統合宛名番号管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 ・団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・団体内統合宛名番号と既存住基システム の宛名番号をひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名 番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム5 ③他のシステムとの接続	(新規)	[〇] 住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム [〇] 宛名システム等 [〇] その他(中間サーバ)	事前	番号法の改正に伴い、新たに 情報連携を実施するため、事 前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	番号法の改正に伴い新たに 情報連携を実施することは、 重要な変更に当たるため、事 前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法律上の根拠	(空欄)	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 82の項	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、 重要な変更に当たるため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ①入手元	[] 行政機関·独立行政法人等	[O] 行政機関·独立行政法人等(内閣府)	事前	番号法の改正に伴い新たに 情報連携を実施することは、 重要な変更に当たるため、事 前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ②入手方法	[] その他()	[〇] その他(情報提供ネットワークシステム)	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの

令和4年3月11日	(別添1)特定個人情報ファイ	度子が通が石(カナ、度子が国籍・生年月ロ・ 性別・続柄・現住所情報・転入前住所情報・転 出先住所情報・住民登録外情報・住民区分・住	【宛名情報】 ・宛名番号・個人番号・世帯番号・氏名(カナ、漢字)・通称名(カナ、漢字)・国籍・生年月日・性別・続柄・現住所情報・転入前住所情報・転出先住所情報・住民登録外情報・住民区分・住民日情報・住所地特例情報・送付先情報・口座情報	事前	番号法の改正に伴い、新たに 情報連携を実施するため、事 前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	番号法の改正に伴い新たに 情報連携を実施することは、 重要な変更に当たるため、事 前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(空欄)	〈団体内統合宛名システムにおける措置〉・各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えり、あらかじめ承認されたシステム・職員外の情報入手を抑止する。 〈中間サーバ・ソフトウエアにおける措置〉・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会内容の照供ネットワークに求め、情報提供等での照合を情報してから情報提供等でいる。 大情報提供等でいる。 で開けるには、第1 が情報には、第1 のに対してから情報には、前期により、「中報により、「中報により、「中報により、「中報により、」とのに対してから情報といる。 でまり、番号は、番号は、本のに対しておる。	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、重要な変更に当たるため、事前に評価の再実施をするもの

令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 (続き)	(空欄)	・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の領を行う機能。(※2)番号法別表第二及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 く中間サーバの運用における措置>中間サーバの対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最優の設定にあたっては、中間サーバを利用する最優の限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応。	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、重要な変更に当たるため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1:目的外の入手が行 われるリスク リスクへの対策は十分か	(空欄)	十分である	事前	番号法の改正に伴い新たに 情報連携を実施することは、 重要な変更に当たるため、事 前に評価の再実施をするもの

	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスク に対する措置	(空欄)	マ中間サーバ・ソフトウェアにおける措置では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン時の職員認証の他に、ログイン時の職員認証の他に、ログイン時の職員、時刻、操作内容の記録が実施されるオイン連携を抑止する。・情報とおいてのみ、情報提供用はおいてがシステムとは、出力における措置では、一方子を実施したが、不適切な接押上の表別が、不適切なおかった。とが、大の事においてがシステムとが、大の事においてがシステムとの間は、カーバ・プラットフォームにおける者で、中間サーバと既では、カーバ・カーンとにより、、マートークシステムとの間は、カーバ・カーンを推持した行政専用のあることには、カーバ・カーンをでは、カーバ・カーンをでは、カーバ・カーンをでは、カーバ・カーンをでは、カーバ・カーンをでは、カーバ・カーンをでは、カーバ・カーンをでは、カーバ・カーンをでは、カーバ・カーンがででは、カーバ・カーンがででは、カーバ・カーンがででは、カーバ・カーンがででは、カーバ・カーンがででは、カーバ・カーンがででは、カーバ・カーンがででは、カーバ・カーンがででは、カーバ・カーンがでは、カーバ・カーンがでは、カーバ・カーンがでは、カーバ・カースををで、から、大の音楽をで、から、は、カーバ・カーンがでは、カーバ・カーンがでは、カーバ・カーンがでは、カーバ・カーンがでは、カーバ・カーンがでは、カーバ・カーンがでは、カーバ・カーンがでは、カーバ・カーンがでは、カーバ・カーンがでは、カーバ・カーンがで、カーンがでは、カーンが、カーンが、カーンが、カーンが、カーンが、カーンが、カーンが、カーンが	事前	番号法の改正に伴い新たに情報連携を実施することは、重要な変更に当たるため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年3月11日	皿 リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づき、個人番号利用事務実施課を対象にした集合研修を実施するとともに、受講者が課内へ研修内容の周知を行っている。また、職員全員を対象に、毎年電子上での机上研修(eラーニング)による個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施している。	・「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づき、個人番号利用事務実施課を対象にした集合研修を実施するとともに、受講者が課内へ研修内容の周知を行っている。また、職員全員を対象に、毎年電子上での机上研修(eラーニング)による個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施している。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。	事前	番号法の改正に伴い新たに 情報連携を実施することは、 重要な変更に当たるため、事 前に評価の再実施をするもの

令和4年3月11日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和3年3月3日	令和4年3月9日	事前	番号法の改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年12月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他()	[〇] その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年12月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	「個人番号」後期高配有医療情報における板保険者の個人を正確に特定するため。 【その他識別情報】当市において、個人を一意に識別するため独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 【4情報】後期高齢者医療被保険者の個人を正確に特定し、被保険者証、通知書送付先等の情報として使用するため保有する。 【その他住民票関係情報】後期高齢者医療被保険者の住所、世帯情報を正確に把握する必要があるため。 【地方税関係情報】被保険者の保険料賦課、自己負担区分判定、高額療養、限度額認定を的確に行うため。 【医療保険関係情報】後期高齢者医療被保険者の資格・賦課・給付を的確に行うため。 【介護・高より、後期高齢者医療保険料の特別機関を的確に行うます。	【個人番号】後期高齢者医療情報における被保険者の個人を正確に特定するため。 【その他識別情報】当市において、個人を一意に識別するため独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 【4情報】後期高齢者医療被保険者の個人を正確に特定し、被保険者証、通知書送付先等の情報として使用するため保有する。 【その他住民票関係情報】後期高齢者医療被保険者の住所、世帯情報を正確に把握する必要があるため。 【地方税関係情報】被保険者の保険料賦課、自己負担区分判定、高額療養、限度額認定を的確に行うため。 【医療保険関係情報】後期高齢者医療被保険者の資格・賦課・給付を的確に行うため。 【の資格・賦課・給付を的確に行うため。 【介護・高齢者福祉関係情報】介護保険特別徴収情報により、後期高齢者医療保険料の特別徴収を的確に行うため。 【その他・口座登録・連携ファイル関係情報】登録されている受取口座へ適切に振込を実施するため。	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報入手・使用 ①入手元 行政機関・独立行政法人等	内閣府	デジタル庁	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない
令和4年12月16日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年3月9日	令和4年12月2日	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの

	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社 神奈川営業部	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部		その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない
--	---	------------------------	---------------------------------	--	---------------------------------------